

青少年劇場開催委託

公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

青少年劇場開催委託

(2) 本業務の目的

青少年の「情操教育」の一環として、芸術鑑賞の機会を通して資質の向上を図る。

(3) 委託業者の選定方式

公募型プロポーザル方式で企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

(4) 業務内容

別紙「青少年劇場開催委託仕様書」のとおりとする。

(5) 委託上限額

7,450,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 委託期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）まで

2 プロポーザルへの参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 本委託業務の公告の日から契約の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託業務の開札日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

3 参加方法

本業務の企画提案に参加しようとする者は、必要な書類を提出すること。

(1) 必要な書類

- ①参加意向表明書（様式1、A4判1枚）
- ②企画提案書（様式2、ただし、A4判片面印刷とし、全体で概ね10枚を目安とする。）別添「青少年劇場開催委託仕様書」の「3 目的」「4 業務内容」を踏まえ、実施にあたっての取組み、手法等について業務内容の順番に沿って提案すること。また、仕様書に示した内容以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ③工程表（様式自由、ただしA4判1枚とする。）
現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。
- ④見積書（金額は税込みとする。様式自由、ただしA4判とする。）
業務内容について、内訳がわかるように見積もること。
- ⑤会社概要（様式自由、ただしA4判とする。）
会社名、会社設立年月日、所在地、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を必ず記載すること。
- ⑥業務実施体制、担当者の経歴・業務実績等（様式自由、ただしA4判とする。）

(2) 資料記載上の留意事項

別表「審査項目」の審査項目1から5
会社概要の記載事項を証する書類（企業パンフレット等）を添付すること。

(3) 提出方法

- ①提出期限 令和6年5月8日（水）午後5時必着
- ②提出場所 下記のとおり
- ③提出部数 9部。押印が必要なものについては正本1部とし、残り8部は複写可とする。
- ④提出方法 持参（土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）
または郵送。郵送の場合も、期限は同じとする。

（提出先及び問い合わせ先）

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地 成田市教育委員会教育部生涯学習課 電話 0476-20-1583（直通） FAX 0476-24-4326 E-mail shogaku@city.narita.chiba.jp

4 質問及びそれに対する回答

本件に関する質問は、電子メールによるものとする。(件名は「青少年劇場開催委託質問書(会社名)」と記載、送信後は着信を確認すること。)

ただし、企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 提出様式

質問書(様式3)による。

(2) 提出場所

上記の提出先へ提出すること。

(3) 提出期限

令和6年4月15日(月)午後5時

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和6年4月18日(木)(予定)までに、成田市ホームページに掲載することにより回答する。

5 事前審査

提案者が5者以上の場合は、提出された書類により事前審査を実施し、プレゼンテーションに参加する事業者4者を選定する。

6 企画提案に対するヒアリング(プレゼンテーション)

(1) 審査方法

別表「審査項目」及び提出された見積書の価格に基づき審査を行い、最も評価値の高い団体を委託先候補に選定する。

(2) 企画提案に対するヒアリング(プレゼンテーション)は、令和6年5月17日(金)

に行う予定である。なお、詳細については、企画提案応募者に別途通知する。

(3) 審査項目

別表のとおり

(4) 審査結果通知

①上記審査の結果については、電子メールで通知する。

②審査結果については、電話等による問い合わせには応じないものとする。

③応募者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) その他

持ち時間は、説明20分+質疑応答10分、計30分以内とする。

7 契約協議及び契約

上記6により選定された受託予定者と業務内容等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を行うものとする。

なお、令和6年5月31日（金）までに協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(留意事項)

- ①採用された提案書の内容については、必要に応じて内容の一部を変更・修正する場合があります。
- ②本業務の委託費によって備品等の財産を取得することは認めない。

8 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて出席したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、または認識しがたい見積もりや金額を訂正した見積もりをしたとき。
- (7) 企画提案に対するヒアリング（プレゼンテーション）を欠席したとき。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において企画提案書等の複製、保存等を行う。
- (4) 提出された書類は、成田市情報公開条例に準じ開示する場合がある。
- (5) 参加意向表明書の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

(6) 本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりである。

実施内容	実施期間または期日
募集開始	4月 5日 (金)
質問書の受付期間	4月 5日 (金) ~ 15日 (月)
質問書に対する回答期限	4月18日 (木) 予定
参加意向表明書および企画提案書等の提出期限	5月 8日 (水)
第一次評価 (書類審査)	5月10日 (金)
決定通知 (プレゼンの案内)	5月13日 (月)
第二次評価 (プレゼンテーション)	5月17日 (金) 予定
受注予定者の決定・通知	5月下旬
契約協議及び契約	5月末

別表 審査項目

- 1 審査項目及び各項目の内容及び配点は次のとおりとし、別紙「青少年劇場開催委託公募型プロポーザル実施要領」に定める選定審査委員会の委員が採点する。
- 2 企画提案書の内容に関する評価は、次の各項目について総合的に評価する。ただし、委員会で評価項目を変更、追加等することがある。最も優れた提案として評価された者を随意契約の相手方として選定する。
- 3 参加申込者が1者のみであった場合は、企画提案書の内容を精査し、発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者との契約に何ら支障が無いものとする。

審査項目	評価内容	配点
1. 業務内容の理解度	・業務目的、業務内容について十分に理解しているか。	20
2. 提案内容の優良性	・青少年の情操教育に資する構成となっているか。	30
3. 業務実施の確実性	・過去の同種又は類似の業務で良好な実績があるか。	10
4. 業務遂行の安定性	・学校や会場等施設の事情にあわせて柔軟な対応ができるか。 ・実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであるか。	30
5. 必要経費	・事業執行が可能な金額であるか。 ・効果的な事業執行が見込まれる経費配分であるか。	10